

# 大阪国際福祉専門学校 学則

## 第1章 組織

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがって、国際学を中心とする教育、及び精神障害を始めとする保健と福祉を中心にした専門教育を施し、それぞれの専門性を生かし豊かな教養を備えた社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、大阪国際福祉専門学校という。

### (位置)

第3条 本校は、大阪府大阪市天王寺区夕陽丘町3番10号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

### (課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
教育社会福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名	昼間
文化教養専門課程	心理・医療事務科	2年	40名	80名	昼間

### (学年・学期)

第5条 1. 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。  
2. 学期は次のとおりとする  
第1学期 4月1日から9月末日まで  
第2学期 10月1日から3月末日まで

### (休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (3) 夏期休業 8月 1日～ 8月31日まで
- (4) 冬期休業 12月21日～ 1月 7日まで
- (5) 春期休業 3月11日～ 4月 7日まで
- (6) 創立記念日 (認可を受けた日とする)
- (7) 臨時休業 この他、必要とあるときは学校長において臨時に休業日を設けることができる

### 第3章 教育課程、授業時間数及び教員組織

#### (授業時間数)

第7条 本校の教育課程及び授業時間数は次のとおりとする。

(別表に定めるところによる)

#### (始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

1. 専門課程は、午前9時から午後5時までとする。

#### (教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 6名以上
- (3) 講師 5名以上
- (4) 事務職員 3名以上
- (5) 学校医 1名

### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

#### (入学資格)

第10条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 専門課程は高等学校を卒業したもの及びこれと同等の学力ありと認められた者とする

#### (入学時期)

第11条 本校の入学時期は次のとおりとする。

- (1) 専門課程は毎年4月1日とする。
- (2) 転入学(編入学を含む)は認めない。
- (3) 科目等履修は認めない
- (4) (2)、(3)については、教育社会福祉専門課程のみ適用する

(入学手続き)

- 第12条 (1) 入学を希望するものは、本校所定の入学願書その他の書類に、第20条に定めるに入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 入学を希望するものには選考を行い入学を許可する。
- (3) 入学許可をうけたものは、入学必要書類に第20条の入学金を添え10日以内に手続きをとらなければならない。

(休学・復学)

- 第13条 生徒が、疾病その他やむおえない事由によって3ヶ月以上休学する場合は、診断書及び所定の書類にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学)

- 第14条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を記し校長の許可を受けなければならない。

## 第5章 学習の評価、課程の修了、褒賞、懲戒

(卒業の認定)

- 第15条 本校所定の課程を修了したものには、学習評価のうえ卒業証書(別紙様式1)を授与する。

(褒章)

- 第16条 成績優秀にして他の模範となるものは褒賞することがある。

(懲戒)

- 第17条 次の各号の1に該当するものは、退学を命ずることがある。
1. 性行が不安定でこれ以上学校生活を続け得ないと見えるもの。
  2. 出席常ならず技能習得の見込み立たぬもの。

3. 学校の秩序を乱し、他の生徒に迷惑であると思えるもの。
4. 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学させることがある。

( 試 験 )

- 第18条
1. 試験は学期末期ごとに行い、最終学年の終わりには卒業試験を行う。
  2. 試験の成績は、各学科目ごとに100点満点とし60点以上を合格点とする。
  3. 追試験とは、病気・事故等により定期試験を欠席した者が受験できる試験を言う。
  4. 再試験とは定期試験科目の内、不合格と評価された科目について再度受験できる試験を言う。
  5. 追・再試験の実施時期等についてはその都度掲示する。

( 欠 席 者 )

- 第19条 出席時間数が2/3(実習のみ4/5)に満たない者は、履修認定及び認定試験を受けられない。

### 第6章 入学検定料、入学金、授業料

- 第20条 1. 本校の入学検定料、入学金、授業料などは次のとおりとする。

課 程	教育社会福祉専門課程	文化教養専門課程
学 科	介護福祉科	心理・医療事務科
入 学 検 定 料	20,000 円	20,000 円
入 学 金	100,000 円	100,000 円
授 業 料	620,000 円	620,000 円
施設維持費(年額)	250,000 円	250,000 円
実習・演習費(年額)	120,000 円	30,000 円

2. 授業料、施設維持費、実験実習料は出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
3. 教材費、その他の費用を徴収することがある。

### 第7章 寄宿舎、健康診断

- 第21条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に細則で定める。

第22条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

## 第8章 付帯事業

第23条 次のとおり付帯事業を行なう。

名 称	授業時間数	定員	備考
社会福祉士養成通信課程	3.240時間	140名	別に細則で定めるところにより実施する
大阪府主催離職者等再就職訓練事業 委託訓練	別に細則で定めるところにより実施する		

### 附則

1. この学則は、昭和64年4月1日より施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 平成3年4月1日より施行する。
4. 平成6年4月1日より施行する。
5. 平成7年2月2日より施行する。
6. 平成7年4月1日より施行する。
7. 平成8年4月1日より施行する。
8. 平成9年4月1日より施行する。
9. 平成10年11月1日より施行する。
10. 平成12年4月1日より施行する。
11. 平成12年5月1日より施行する。
12. 平成13年4月1日より施行する。
13. 平成15年4月1日より施行する。
14. 平成17年3月3日より施行する。
15. 平成17年4月1日より施行する。
16. 平成18年4月1日より施行する。
17. 平成20年4月1日より施行する。  
(但し、第4条に掲げる人間福祉科及び人間心理科の平成19年4月1日以前の入学生は従前による)
18. 平成21年4月1日より施行する。
19. 平成23年4月1日より施行する。
20. 平成25年4月1日より施行する。
21. 平成26年4月1日より施行する。  
(但し、第4条に掲げる心理・医療事務科は平成27年4月1日より施行し、平成26年4月1日以前の入学生は従前による)
22. 平成29年4月1日より施行する。  
(但し、第4条に掲げる介護福祉科及び心理・医療事務科の平成28年4月1日より以前の入学生は従前による)
23. 平成29年3月10日より施行する。

24. 令和2年4月1日より施行する。

(但し、第4条に掲げる介護福祉科の平成31年4月1日より以前の入学生は従前による)

第 号

卒 業 証 書

氏 名  
生年月日

あなたは本校専門課程 心理・医療事務科(2年)の所定の課程を修めたので卒業証書を授  
与し、文部科学大臣による告示(平成六年文部省告示第八十四号)により、専門士(文化・教  
養専門課程)と称することを認める。

平成 年 月 日

学校法人 夕陽丘学院  
大阪国際福祉専門学校  
校長 ○ ○ ○ ○

第 号

## 卒業証書

氏 名  
生年月日

あなたは本校専門課程 介護福祉科(2年)の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、

文部科学大臣による告示(平成六年文部省告示第八十四号)により、専門士(教育・社会福祉

専門課程)と称することを認める。

平成 年 月 日

学校法人 夕陽丘学院  
大阪国際福祉専門学校  
校長 ○ ○ ○ ○



心理・医療事務科 カリキュラム						
系列	科目	形式	必・選	1年次時間数	2年次時間数	時間数
心理学 専門科目	心理学概論Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	心理測定法Ⅰ・Ⅱ	演習	必修		60	60
	人格心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	認知心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修		60	60
	行動心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	発達心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	教育心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	社会心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修		60	60
	犯罪心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修		60	60
	臨床心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	心理療法Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	カウンセリング心理学	演習	必修		30	30
	臨床心理学実験実習Ⅰ・Ⅱ	演習	必修		60	60
	健康心理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修		60	60
	色彩心理学	講義	必修	30		30
	芸術療法	演習	必修		30	30
	精神保健論	講義	必修		30	30
医療事務 専門科目	臨床医学概論Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	解剖学と生理学Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	医薬と検査Ⅰ・Ⅱ	講義	必修	60		60
	公衆衛生学	講義	必修	30		30
	医学・医療用語	講義	必修	30		30
	医療秘書実務	講義	必修	30		30
	医療事務総論	講義	必修	30		30
	医療事務演習Ⅰ・Ⅱ	演習	必修	60		60
	医療事務演習Ⅲ	演習	必修	30		30
	医事コンピュータ演習Ⅰ	演習	必修	30		30
	医事コンピュータ演習Ⅱ	演習	必修		30	30
	診療情報管理論Ⅰ・Ⅱ	講義	必修		60	60
	疾病コーディング演習	演習	必修		30	30
	医師事務作業補助実務演習	演習	必修		30	30
教養科目	社会福祉概論	講義	必修		30	30
	介護概論	講義	必修		30	30
	卒業研究	演習	必修		30	30
	進路対策	講義	必修		30	30
	情報処理Ⅰ・Ⅱ	演習	必修	60		60
	人権ライフゼミⅠ・Ⅱ	講義	必修	60	60	120
選択科目	受験対策(小論文)	講義	選択		30	30
	英語Ⅰ(編入対策)	講義	選択	30		30
	英語Ⅱ(編入対策)	講義	選択		30	30
	検定試験対策Ⅰ	講義	選択	30		30
	検定試験対策Ⅱ	講義	選択		30	30
	検定試験対策Ⅲ	講義	選択		30	30
	医療秘書実務実習	実習	選択		80	80
必修科目小計				990	780	1770
選択科目小計				60	200	260
開講科目時間合計				1050	980	2030
開講科目数合計				44		
卒業認定時間数				1020	840	1860

平成29年4月1日から適用、平成28年度生までは従前による

介護福祉科カリキュラム						
	教育内容	科目名	1年	2年	合計	
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	30		30	
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーションA	30		30	
		人間関係とコミュニケーションB		30	30	
	社会の理解	社会と制度の理解Ⅰ	30		30	
		社会と制度の理解Ⅱ	30		30	
		フィールドワーク			60	60
		ビジネス実務	30		30	
	介護の基本	人権//ライフゼミⅠ	60		60	
人権//ライフゼミⅡ			60	60		
介護	介護の基本	介護の基本ⅠA	30		30	
		介護の基本ⅠB		30	30	
		介護の基本Ⅱ	60		60	
		介護の基本Ⅲ		30	30	
		介護の基本Ⅳ		30	30	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術A	30		30	
		コミュニケーション技術B	30		30	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	30		30	
		生活支援技術Ⅱ	30		30	
		生活支援技術Ⅲ	30		30	
		生活支援技術Ⅳ	30		30	
		生活支援技術Ⅴ	30		30	
		生活支援技術Ⅵ	30		30	
		生活支援技術Ⅶ		30	30	
		生活支援技術(障害Ⅰ)	30		30	
		生活支援技術(障害Ⅱ)		30	30	
		生活支援技術(障害Ⅲ)		30	30	
	介護過程	介護過程Ⅰ	30		30	
		介護過程Ⅱ	30		30	
		介護過程Ⅲ	30		30	
		介護過程Ⅳ		30	30	
		介護過程Ⅴ		30	30	
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	60		60	
		介護総合演習Ⅱ		60	60	
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解	60		60
		認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	30		30
			認知症の理解Ⅱ		30	30
		障害の理解	障害の理解Ⅰ	30		30
			障害の理解Ⅱ		30	30
		こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	30		30
こころとからだのしくみⅡ			30		30	
こころとからだのしくみⅢ			30		30	
こころとからだのしくみⅣ			30	30		
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	60		60	
		医療的ケアⅡ		60	60	
			990	600	1590	
教養科目	情報処理Ⅰ・Ⅱ		60		60	
	介護福祉特講Ⅰ			30	30	
	介護福祉特講Ⅱ		30		30	
	介護福祉特講Ⅲ			30	30	
	介護福祉特講Ⅳ			30	30	
	健康心理学(選択)			30	30	
	障害者スポーツ(選択)			30	30	
	アロマセラピー(選択)			30	30	
開講科目合計時間数			1080	780	1860	
介護実習Ⅰ	実習Ⅰ		270		270	
介護実習Ⅱ	介護過程実習			180	180	
介護実習合計時間数					450	
総時間数			1350	960	2310	
卒業認定時間数			1350	900	2250	

令和2年4月1日から適用、平成31年度生までは従前による

大阪府委託訓練「介護福祉士養成コース」細則

学校法人 夕陽丘学院

大阪国際福祉専門学校

## 第1章 組織

### (目的)

第1条 本校は、大阪府の委託により、大阪府が主催する離職者等再就職訓練事業の職業訓練生を受け入れ、「介護福祉士養成コース」の実施運営をおこなう。社会福祉士及び介護福祉士法に定める介護福祉士養成課程のカリキュラムを中心に、座学での知識習得と、実践に即した技術習得により、介護福祉士資格を有する専門的な人材として、福祉施設の介護職や専門性を活かした職種への就職を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本訓練科名は、介護福祉士養成コースという。

### (身分)

第3条 本訓練科生は、職業訓練生として位置づけ、卒業証書及び専門士の称号は付与されない。

### (位置)

第4条 本訓練科は、大阪府大阪市天王寺区夕陽丘町3丁目10番に置く。

## 第2章 訓練科、訓練期間、定員及び休業日

### (訓練期間、定員)

第5条 訓練期間、定員は次のとおりとする。

訓練科名	訓練期間	学年 定員	総定員	備 考
介護福祉士養成コース	2年	20名	40名	訓練は本科介護福祉科の授業に編入して実施する

### (学期及び休業日)

第6条 学年、学期及び休業日は本科(介護福祉科)に準拠する。

## 第3章 訓練課程、訓練時間数

### (科目及び時間数)

第7条 訓練の科目及び時間数は次のとおりとする。

(別表に定めるところによる)

(訓練の時間)

第8条 訓練の開始及び終了の時刻は原則として次のとおりである。

1 限目	2 限目	3 限目	4 限目
9 : 10～10 : 40	10 : 50～12 : 20	13 : 20～14 : 50	15 : 00～16 : 30

#### 第4章 入校、退校及び修了

(入校資格)

第9条 入校の資格は次の条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 高等学校を卒業したもの及びこれと同等の学力があると認めたもの。
- (2) 大阪府在住で失業に伴い公共職業安定所に求職登録をしており、入校申込みに際して公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けることができるもの。
- (3) 訓練終了後に福祉施設の介護職や専門性を活かした職種へ正社員としての就職を希望するもの。

(入校手続き)

第10条 入校許可を受けたものは公共職業安定所及び大阪府が定める所定の手続きを行い、本校が定める期日までに教材費等の訓練に必要な費用を納入しなければならない。

(退 校)

第11条 次の各号の1に該当するものは大阪府と協議の上、退校を命ずる。

- (1) 訓練総時間数の8割を出席することができないもの。
- (2) 進級、修了ができないもの。
- (3) 性行が不安定でこれ以上訓練が続け得ないと見えるもの。
- (4) 学校の秩序を乱し、他の学生や訓練生に迷惑であると思われるもの。

(修了の認定)

第12条 本校所定の訓練を修了したものには、学習評価のうえ修了証明書を授与する。

#### 第5章 学習の評価

(試 験)

第13条 1、試験は学期末ごとに行い、最終学年の終りには卒業試験をおこなう。  
2、試験の成績は、各科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。  
3、病気・事故等により定期試験を欠席したものは、所定の申込みをしたうえで、追試験を受けることができる。

4、定期試験科目のうち、不合格と評価された科目は、所定の申込みをしたうえ、再試験を受けることができる。

5、追・再試験の実施については都度掲示する。

(欠 席)

第 14 条 各科目の出席時間数が 2/3 (実習は 4/5) に満たないものは、定期試験及び修了認定を受けることができない。

## 第 6 章 健康診断

(健康診断)

第 15 条 職業訓練生は、毎年 1 回健康診断を受診する。

附則

1. この細則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

2. この細則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

(但し、第 5 条に掲げる介護福祉士養成科の平成 27 年 4 月 1 日以前の入校生は従前による)

3. この細則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

4. この細則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

社会福祉士養成通信課程細則  
学校法人 夕陽丘学院  
大阪国際福祉専門学校

## 第1章 細 則

(目 的)

第1条 本通信課程は社会福祉士として必要な専門分野の理論および応用について、主として通信の方法により教授し、社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という）に定める社会福祉士国家試験の受験資格を与えて社会福祉士を養成し、あわせて我が国の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本通信課程は、学校法人夕陽丘学院 大阪国際福祉専門学校 社会福祉士養成通信課程という。

(位 置)

第3条 本通信課程は、大阪府大阪市天王寺区夕陽丘町3丁目10番に置く。

(教員組織および事務職員)

第4条 学習指導を担当する教員として、専任教員1名以上および非常勤教員7名以上を置く。

2、教務は専任教員が担当する。

3、事務を担当する職員として、大阪国際福祉専門学校に事務職員1名以上を置く。

(会 計)

第5条 会計は、大阪国際福祉専門学校に所属させる。

## 第2章 養成課程、修業年限、定員および対象地域

(養成課程、修業年限、定員および対象地域)

第6条 養成課程、修業年限、定員および対象地域は、次のとおりとする。

課 程 名	修業年限	定 員・学級数	総定員	対象地域
社会福祉士養成 通信課程	1年6ヶ月	140名 1学級20名 7クラス	280名	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、 奈良県、和歌山県、三重県、岡山県、 香川県、徳島県、鳥取県、福井県

## 第3章 授業科目、授業時間および学期

(授業科目、授業時間)

第7条 授業科目および授業時間は次のとおりとする。

指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。

科目名	印刷教材による自宅学習時間 (h)	面接授業時間 (h)	現場実習時間 (h)
人体の構造と機能及び疾病	90 h	—	—
心理学理論と心理的支援	90 h	—	—
社会理論と社会システム	90 h	—	—
現代社会と福祉	180 h	—	—
社会調査の基礎	90 h	—	—
相談援助の基盤と専門職	180 h	—	—
相談援助の理論と方法	360 h	—	—
地域福祉の理論と方法	180 h	—	—
福祉行財政と福祉計画	90 h	—	—
福祉サービス組織と経営	90 h	—	—
社会保障	180 h	—	—
高齢者に対する支援と介護保険制度	180 h	—	—
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	90 h	—	—
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	90 h	—	—
低所得者に対する支援と生活保護制度	90 h	—	—
保健医療サービス	90 h	—	—
就労支援サービス	45 h	—	—
権利擁護と成年後見制度	90 h	—	—
更生保護制度	45 h	—	—
相談援助演習	405 h	45 h	—
相談援助実習指導	243 h	27 h	—
相談援助実習	—	—	180 h
合 計	2,988 h	72 h	180 h

(学 期)

第8条 学期は次のとおりとする。

前 期	4月1日から3月31日まで
後 期	翌年4月1日から9月30日まで

#### 第4章 授業、学習指導および面接授業

(授業、学習指導)

第9条 授業は、教材および学習指導書を配布し、質疑応答、学習課題に対するレポートの提出および面接授業その他適切な方法によって行う。

- 2、受講者は、教材の内容について質問票等によって随時質問することができる。
- 3、受講者は、第 7 条に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、各科目ごとに定められた期限内に指定されたレポートを提出し、添削指導および評価を受けなければならない。

(面接授業)

第 10 条 面接授業は、第 7 条に定める科目および時間数とし、前期および後期の 2 回にわけて次に定める時期に行う。

その際、1 教室 20 名以下で行う。

前 期	4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間のうち 45 時間
後 期	翌年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間のうち 27 時間

2、面接授業期間内において、面接授業科目の評価を行う。

## 第 5 章 相談援助実習

(相談援助実習)

第 11 条 相談援助実習については、大阪国際福祉専門学校が確保する実習施設において行うものとする。

2、実習施設および実習細目等は、別に定める。

## 第 6 章 入学時期および卒業時期

(入学時期、卒業時期)

第 12 条 入学時期は毎年 4 月 1 日とし、卒業時期は翌年 9 月 30 日とする。

## 第 7 章 入学資格、入学者の選考および入学手続き等

(入学資格)

第 13 条 入学者の資格は次のとおりとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第 1 条第 3 項各号に規定する者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が 3 年であるものに限る）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く）その他その者に準ずるものとして施行規則第 1 条第 6 項各号に規定する者であって、指定施設において 1 年以上相談援助の業務に従事したものの。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第 1 条第 9 項各号に規定する者であって、指定施設において 2 年以上相談援助の業務に従事したものの。
- (4) 指定施設において 4 年以上相談援助の業務に従事した者。



- 2、入学者の選考は、書類審査および小論文によって行う。
- 3、入学手続きは、次のとおりとする。
  - (1) 入学希望者は、入学申込書に入学選考料および指示された課題に対する小論文を添えて大阪国際福祉専門学校長あて入学申し込みをする。
  - (2) 大阪国際福祉専門学校長は、入学者選考を経て定員の範囲内で入学許可者を承認し、その結果を本人に通知する。
  - (3) 入学許可者は、所定の期日までに授業料の納付等の手続きを行う。
  - (4) 他の社会福祉士養成施設もしくは大学等からの転入学は認めない。

## 第8章 課程修了の認定方法

(科目の合否、科目の再履修)

- 第14条 各科目（相談援助実習を除く）の合否はレポートの評価、面接授業の出席状況並びにレポート等の評価の総合判定による。
- 2、レポートは100点満点とし60点以上を合格、60点未満を不合格とする。  
ただし、不合格の場合再判定を受けることができる。
  - 3、面接授業は授業時間の3分の2以上の出席を満たし、面接授業レポート等の評価が100点を満点として60点以上を合格、60点未満を不合格とする。ただし、不合格の場合再判定を受けることができる。
  - 4、相談援助実習は、実習時間の5分の4以上の実習を受けたものについてのみ合否を判定する。
  - 5、再判定の結果、不合格の者は大阪国際福祉専門学校長に所定の様式により願い出て、当該科目を再履修することができる。

## 第9章 卒業

(卒業)

- 第15条 全科目に合格した者については本通信課程の修了を認定し、修了証書を交付する。

## 第10章 休学、復学、除籍および退学

(休学、復学)

- 第16条 病気その他やむを得ない理由によって通信課程の学習を継続できない者は、大阪国際福祉専門学校長に所定の様式により休学を願い出て、別に定める継続授業料を納入し、所定の期間内に所定の手続きをおこなうことにより、次の学期以降に復学することができる。

(除籍)

- 第17条 第14条および第16条に定める手続きを期限までにとらなかつた者は、受講辞退とみなして除籍する。  
この場合、授業料、実習指導料は返還しない。また、除籍以降の教材の送付は行

わない。

- 2、除籍された者が再入学を希望するときには、第13条に定める入学手続きを経なければならぬ。

(退学)

第18条 退学を希望する者は、大阪国際福祉専門学校長に願出なければならぬ。

この場合、授業料、実習指導料は返還しない。また、退学以降の教材の送付は行わない。

- 2、退学した者が再入学を希望するときは、第13条に定める入学手続きを経なければならぬ。

## 第11章 入学選考料、入学金、授業料、実習指導料

(入学選考料、入学金、授業料、実習指導料)

第19条 入学選考料、入学金、授業料、実習指導料は次のとおりとする。

- ・ 入学選考料 10,000 円 (入学申込み時に納入)
- ・ 入 学 金 50,000 円 (合格通知後に納入)
- ・ 授 業 料 230,000 円 (合格通知後に納入)
- ・ 実習指導料 120,000 円 (合格通知後に納入)

## 第12章 賞 罰

(賞罰)

第20条 本通信課程の受講者で賞罰に該当する者がいる場合は、大阪国際福祉専門学校長がこれを判断する。

附則

1. この細則は、平成21年4月1日より施行する。
2. この細則は、平成29年4月1日より施行する。  
(但し、第6条に掲げる社会福祉士通信課程の平成28年4月1日より以前の入学生は従前による)
3. この細則は、令和3年4月1日より施行する。